

XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX
XXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE 殿

厚生労働大臣
(JJJJJJJE 検疫所扱い)

食品衛生法第26条第3項の規定に基づき、下記の食品等について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う下記に定める検査を受けることを命ずる。

なお、同条第4項の規定に基づき、当該検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、下記の食品等を販売し、又は販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならないこととされている。

品 目 名 XXXXXE JJJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6
JJJJJJJJ7JJJJJJJJJE

届出数量及び重量 123, 456 XE 12, 345, 678, 901 kg

製造者又は加工者 XXXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6
(生産国) XXXXXXXX7XXXXXXXXXE

輸 出 者 XXXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6
XXXXXXXXX7XXXXXXXXXE

届出年月日 XXXX 年 XX 月 XE 日

届出受付番号 XXXXXXXX1X - E

検査の内容 JJJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJE
JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJE
JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJE
JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJE
JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJE
JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJE
JJ JJ JJJE

試験品の採取法 別途連絡書を参照

検査の方法 別途連絡書を参照

検査を受けるべきことを命ずる具体的理由 別途連絡書を参照

(教示事項)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができない。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。